相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区二十四軒一条二丁目二番、最後の住所札幌市西区二十四軒一条二丁目二番一一―四一一号

被相続人　亡　小杉喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十三日

事務所札幌市中央区大通西一三丁目四番地レジディア大通公園三階　坂本・松田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松田　大剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市神楽岡一条六丁目三番地一一五、最後の住所旭川市旭神町三一番地の八

被相続人　亡　種田　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十三日

旭川市大町二条四丁目

相続財産管理人　高橋　弘道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県牡鹿郡女川町宮ケ崎字宮ケ崎五番地六、最後の住所宮城県牡鹿郡女川町宮ケ崎字宮ケ崎五番地の六

被相続人　亡　柳沢　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十三日

事務所仙台市青葉区一番町一丁目一七番二四号高裁前ビル八階　佐々木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐々木雅康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区白金台二丁目二七番、最後の住所横浜市港北区梅ヶ町四丁目一六番二二号

被相続人　亡　岡本　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十三日

横浜市中区相生町四―七五　ＪＴＢ・ＹＮ馬車道ビル四階

相続財産管理人　弁護士　須須木永一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市西蒲区旗屋三番地卯、最後の住所新潟県新潟市西蒲区旗屋三番地の一

被相続人　亡　齋藤フミ井

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十三日

事務所新潟市中央区西堀通七番町一五五五番地日生第五ビル五階

相続財産管理人　弁護士　大田　陸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市野村九三三番地三六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松野　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十三日

富山県高岡市中川本町八番一号　鍛治法律事務所

相続財産管理人　谷口　央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県稲沢市平和町平六五〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　倉田美枝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十三日

名古屋市中区丸の内二丁目一番三七号エスパシオ丸の内七Ｂ

相続財産管理人　弁護士　橋本　修三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十三日

名古屋市北区平安二丁目一番一〇号第五水光ビル三階弁護士法人名古屋北法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　哲郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区築地六丁目三番地三、最後の住所大阪府枚方市津田東町二丁目一番一号社会福祉法人枚方療育園

被相続人　亡　野口　眞佐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十三日

大阪市北区西天満四丁目一一番二二号阪神神明ビルディング四階

相続財産管理人　弁護士　小寺　陽平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区和田宮通五丁目四番地一、最後の住所兵庫県神戸市中央区下山手通七丁目一八番一―一一〇六号

被相続人　亡　山本ちゑ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十三日

兵庫県神戸市中央区中町通二丁目二番一八号平戸ビル五階

相続財産管理人　弁護士　梁　英子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県淡路市江井二八四八番地、最後の住所兵庫県淡路市江井二八四七番地一

被相続人　亡　山中　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十三日

兵庫県淡路市志筑一三九二番地一　岡野ビル二階

相続財産管理人　司法書士　濵口　雄裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市花田町小川九三四番地、最後の住所兵庫県姫路市花田町高木一四番地

被相続人　亡　北爪つや子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十三日

兵庫県姫路市三左衛門堀東の町一一五番地の二

相続財産管理人　弁護士　赤松　範夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県宇部市新町五番、最後の住所山口県宇部市新町五番八号

被相続人　亡　西村　公隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十三日

山口県宇部市松島町一八―一〇太陽生命ビル四階

相続財産管理人　弁護士　近本佐知子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県延岡市山月町五丁目五六八三番地二一、最後の住所宮崎県延岡市岡富町九五一番地一四三　被相続人　亡　福島　浩一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年三月十三日

事務所宮崎県延岡市桜小路三八一番地四成合一弘法律事務所

相続財産管理人　弁護士　成合　一弘